

国際復興開発銀行

総務会

決議第664号

2018年選択増資

2011年3月16日の総務会で採択された決議612号により、総務会は、銀行の投票権が2015年から5年ごとに見直されることを決議した。これにより、次の投票権の定期的な見直しは2020年に開始される。

2015年の投票権見直しに関連し、理事会は、本決議のパラグラフ2に規定する銀行の授権資本の増加及び選択的な株式の配分は望ましいとの結論に達し、2018年6月14日に承認した報告書において、総務会に対し、上述の資本の増加に係る提案を提出した。

こうした加盟国の応募額の特別な増加の目的を達成するため、理事会は、全ての加盟国がこの決議のもとで授権資本の増額に比例した割合で応募する銀行協定(以下、「協定」と呼ぶ。)第2条第3項(c)に基づく権利を放棄することが必要であることに留意した。

以上を踏まえ、総務会は、ここに次のとおり決議する。

1. 銀行の授権資本は、245,773株増加される。1株は、1944年7月1日現在の量目と純分における合衆国ドルを単位として100,000合衆国ドルの額面価額を有するが、これは、理事会の解釈により、120,635合衆国ドルと等価となる。
2. 銀行の各加盟国は、下記パラグラフ3において設定される条件の下、次の表において自国名の横に記載されている総株式数まで応募することが認められる。

Member	Number of Shares Allocated under the SCI	Member	Number of Shares Allocated under the SCI
Afghanistan	93	El Salvador	176
Albania	55	Equatorial Guinea	74
Algeria	829	Eritrea	70
Angola	352	Estonia	89
Antigua and Barbuda	5	Ethiopia	207
Argentina	1,644	Fiji	38
Armenia	194	Finland	1,146
Australia	4,219	France	9,185
Austria	2,025	Gabon	63
Azerbaijan	265	Gambia, The	92
Bahamas, The	45	Georgia	101
Bahrain	114	Germany	12,155
Bangladesh	761	Ghana	259
Barbados	19	Greece	684
Belarus	267	Grenada	4
Belgium	2,272	Guatemala	236
Belize	7	Guinea	220
Benin	149	Guinea-Bissau	72
Bhutan	80	Guyana	55
Bolivia	302	Haiti	183
Bosnia and Herzegovina	72	Honduras	76
Botswana	61	Hungary	628
Brazil	6,203	Iceland	69
Brunel Darussalam	107	India	8,178
Bulgaria	369	Indonesia	3,435
Burkina Faso	149	Iran, Islamic Republic of	2,121
Burundi	123	Iraq	788
Cabo Verde	86	Ireland	847
Cambodia	75	Israel	754
Cameroon	259	Italy	6,447
Canada	6,249	Jamaica	163
Central African Republic	115	Japan	17,838
Chad	115	Jordan	134
Chile	794	Kazakhstan	705
China	46,405	Kenya	404
Colombia	1,096	Kiribati	80
Comoros	44	Korea, Republic of	3,999
Congo, Democratic Republic of	402	Kosovo	149
Congo, Republic of	124	Kuwait	1,161
Costa Rica	154	Kyrgyz Republic	131
Cote d'Ivoire	413	Lao People's Democratic Republic	53
Croatia	189	Latvia	105
Cyprus	85	Lebanon	154
Czech Republic	672	Lesotho	112
Denmark	1,516	Liberia	72
Djibouti	95	Libya	575
Dominica	2	Lithuania	161
Dominican Republic	231	Luxembourg	284
Ecuador	319	Macedonia, former Yugoslav Republic of	47
Egypt, Arab Republic of	1,238	Madagascar	242

Member	Number of Shares Allocated under the SCI	Member	Number of Shares Allocated under the SCI
Malawi	186	Solomon Islands	86
Malaysia	1,154	Somalia	75
Maldives	12	South Africa	1,236
Mali	197	South Sudan	169
Malta	45	Spain	4,343
Marshall Islands	1	Sri Lanka	607
Mauritania	154	St. Kitts and Nevis	3
Mauritius	58	St. Lucia	5
Mexico	3,636	St. Vincent and the Grenadines	3
Micronesia, Federated States of	57	Sudan	283
Moldova	234	Suriname	19
Mongolia	80	Swaziland	59
Montenegro	18	Sweden	3,227
Morocco	779	Switzerland	2,834
Mozambique	157	Syrian Arab Republic	289
Myanmar	408	Tajikistan	142
Namibia	80	Tanzania	186
Nauru	0	Thailand	1,501
Nepal	166	Timor-Leste	89
Netherlands	3,787	Togo	188
New Zealand	564	Tonga	83
Nicaragua	103	Trinidad and Tobago	169
Niger	115	Tunisia	200
Nigeria	1,616	Turkey	2,478
Norway	1,938	Turkmenistan	138
Oman	278	Tuvalu	0
Pakistan	1,138	Uganda	110
Palau	1	Ukraine	820
Panama	152	United Arab Emirates	1,116
Papua New Guinea	220	United Kingdom	9,185
Paraguay	103	United States	42,298
Peru	645	Uruguay	181
Philippines	997	Uzbekistan	409
Poland	1,644	Vanuatu	90
Portugal	684	Venezuela, Republica Bolivariana De	1,219
Qatar	1,161	Vietnam	698
Romania	662	Yemen, Republic Of	261
Russian Federation	6,044	Zambia	457
Rwanda	177	Zimbabwe	421
Samoa	92	Total Number of Shares	267,943
San Marino	7		
Sao Tome and Principe	83		
Saudi Arabia	4,070		
Senegal	346		
Serbia	184		
Seychelles	6		
Sierra Leone	123		
Singapore	950		
Slovak Republic	314		
Slovenia	160		

3. 上記パラグラフ2の下で認められる応募は、以下の条件に基づく。

- (a) 1株当たりの応募価格は額面価額とする。
- (b) 各加盟国は、この決議が採択されてから5年が経過する日の前までに、隨時、パラグラフ2の表において自国名の横に記載されている総株式数まで応募することができる。ただし、加盟国からの要請がある場合には、(i) 応募期間の延長に関して総裁が課す条件が満たされることを条件として、総裁は応募期間をこの決議が採択されてから6年が経過する日まで延長することができるほか、(ii) 応募期間の延長に関して理事会が課す条件が満たされることを条件として、理事会は応募期間をこの決議が採択されてから7年が経過する日まで延長することができる。
- (c) 株式に応募する加盟国は、協定第2条第7項(i)に基づき、以下を銀行に払い込む。
 - (i) 応募された株式の応募価格の0.6%に相当する金または合衆国ドル、及び
 - (ii) 応募価格の5.4%に相当する自国通貨又はその他の通貨による金額

ただし、いずれの場合においても、(A)現金により、又は下記パラグラフ(d)に従って払い込まれ、且つ(B)銀行の業務での利用のため、自由交換可能でなければならない。

- (d) 上記パラグラフ3(c)の金額の支払いは、銀行が受け入れ可能で、現金償還を迅速に行える無利子の約束手形で行うことができる。ただし、手形の表示通貨が合衆国ドル以外で、約束手形が現金化の日に合衆国ドルでの要支払額の価値を下回った場合、当該加盟国は、銀行が応募株式の購入価額の全額を受け取るよう、現金償還請求より20日間以内に、追加の支払いを行うものとする。
- (e) 協定第2条第7項(i)における2%と18%の部分で、上記パラグラフ3(c)の下で払込みを要求されていない額については、銀行は、銀行が借り入れた資金又は保証を行った貸付に関する銀行の債務を履行するために必要となる場合で、かつ銀行の貸付業務あるいは管理費用のために使われない場合にのみ、払込請求を行うものとする。
- (f) 株式への応募が銀行により受領される前に、加盟国は以下の措置を講じなければならない。
 - (i) 当該応募に必要な全ての措置を講じ、銀行の求めに応じ関連情報を銀行に提供すること。
 - (ii) 上記パラグラフ3(c)及び(d)に規定される払込みを行っていること。
 - (iii) 協定第2条第7項(i)に基づき、株式の応募価額のうち加盟国の自国通貨で支払われる部分について、銀行が業務において無制限かつ即時に使用できるために必要なすべての措置を講じていること。

- (g) 本決議に基づく株式に応募することにより、加盟国は以下を行ったとみなされる。
- (i) 協定第4条第2項(a)及び(b)の下で認められた加盟国の権利、協定第5条第12項の下での手形その他の債務証書を自国通貨の代替とする権利、及びその他の権利または制限にかかわらず、払込資本の無制限かつ即座の使用に関して取消不能の同意を行ったこと。
 - (ii) 株式応募のうち払込部分は銀行の業務に必要であり、加盟国の通貨は手形その他の債務によって代用されうるものではないことを確認したこと。
4. 協定第2条第3項(c)に基づき資本增加分に比例して株式に応募する権利行使する意図を有しているとの通知が、本決議の各国総務への送付の日から21日以内に加盟国からなされない場合には、当該加盟国は上記の権利を放棄したものとみなされる。
5. 上記パラグラフ3(d)に従い手形で支払いが行われた株式に基づき付与された全ての権利(投票権を含む)は、以下の場合において停止される。
- (a) 手形の償還請求から20日以内に現金化が行われない場合、若しくは
 - (b) 合衆国ドル以外の通貨建て手形において、現金化した際に株式の購入価額に不足が生じ、追加の支払いが当該支払い日から20日以内に行われなかった場合。
- 上記いずれの場合も、支払いが受領されていない株式及び現金による全額の支払いが銀行に受領されていない期間のみが対象となる。
6. 上記パラグラフ3(b)に定められている応募期限後、応募が行われない又は払込みが行われない銀行の株式(上記パラグラフ5において、払込みが行われなかったことにより投票権が停止された株式も含む)は、銀行の未配分株式の一部となる。
7. 本決議は、全ての加盟国が協定第2条第3項(c)に基づき本決議による銀行の授権資本の増加に比例的に株式に応募できる権利を放棄するまで、発効しない。

(2018年10月1日採択)